

下水道使用料の減額に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、見附市下水道条例（昭和56年見附市条例第1条、以下「条例」という。）第35条で定める使用料等の減免について、条例第35条第1項に規定する「その他特別の事情があると認めるとき」を適用する基準を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 水道使用者（以下「使用者」という。）が管理する給水装置の異常のうち、次の各号のいずれかに該当し、使用者の申請に基づき漏水があったと認められる場合に適用する。ただし、市長が公益上その他特別な理由があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 善良な管理を行っていたにもかかわらず、地下・床下・壁内又は積雪下などの容易に発見できない箇所での漏水した場合。
- (2) 通常の防寒設備又は凍結防止装置を講じてあったが、異常寒波により給水装置が凍結し漏水した場合。
- (3) 神社・集会所等の使用者の不在が常態である施設及び空き家並びに介護施設への入居や入院等により一時不在となっている住宅で漏水した場合。
- (4) 地震・火災・風水害等の災害による漏水で、使用者の管理責任が及ばない場合。

(算出方法)

第3条 検針し得た水量から、前3カ月の平均使用量または前年同月使用量等を参考にして算出した通常使用量を差し引いた水量の50%を軽減する。

(適用除外)

第4条 使用者が給水装置の善良な管理を怠ったためと認められる次の各号のいずれか

に該当するときは、前条の規定は適用しない。ただし、市長が公益上その他特別な理由があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 使用者が故意に給水装置を損傷したとき。
- (2) 漏水の原因が第三者行為によるとき。
- (3) 使用者が漏水の事実を容易に認識できるにもかかわらず修理依頼を怠ったとき。
- (4) 使用者が漏水の通告をされたにもかかわらず使用者の都合で修理を延期したとき。
- (5) 検針して得た水量から3ヶ月の平均使用量又は前年同月使用量等を参考して算出した通常使用量を差し引いた水量が20 m³未満のとき。
- (6) 個人で修理した場合又は見附市指定給水装置工事事業者以外で修理したとき。

(減免対象期間)

第5条 第2条の規定により減免することができる期間は原則1ヶ月（1検針期間）とする。ただし、その他特別な理由があると認められる場合は、期間を最大3ヶ月（3検針期間）とすることができる。特別な理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 業者を手配したにもかかわらず、調査修繕等に時間を要した場合。
- (2) 地震・火災・風水害等の災害による場合。
- (3) 使用者が不在のため、漏水発見に時間を要した場合。
- (4) 積雪時の推定検針のため漏水発見が遅れた場合。

附 則

この基準は、令和5年10月1日から施行する。